



2019（平成 31）年度

**新潟大学大学院現代社会文化研究科  
【博士前期課程】**

**社会文化専攻 国際日本文化分野  
学生募集要項**

**（2月入試・10月入学）**

**1 アドミッションポリシー**

新潟大学大学院現代社会文化研究科博士前期課程の社会文化専攻では、下記の目的によって教育研究を進めています。このような教育研究目的に応じて専門職業人・研究者となる意欲と能力を有した人物を募集します。

社会文化専攻は、日本を含むアジア及び世界の言語・歴史・文化に関する高度な知識並びに学際的な分析方法を体系的に教授することによって、これらに関する課題を発見・探求する能力を涵養し、日本を含むアジア及び世界の言語・歴史・文化についての専門知識を有する専門職業人及び研究者を育成します。

本研究科では、この社会文化専攻に、日本語教育とその関連分野についての高度な理解を多面的かつ体系的に教授する教育分野「国際日本文化分野」を設置し、東アジアを中心とした交流のさらなる進展等に、日本語教育によって資することができる人材の育成を図るため、当該分野に入学する学生を募集します。

国際日本文化分野で行う国際日本文化教育プログラムは、日本語教育とその関連分野についての多面的かつ体系的な習得を目的とした科目群により構成されています。このプログラムを履修することで、日本語教育関連の知識を習得することはもちろん、実習により実際に「日本語を教える」とはどういうことかを経験し、将来は日本語教育の指導者として活躍できる人材になることが期待されます。

**2 募集人員**

若干人

### 3 出 願 資 格

#### ○ 一般入試

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学を卒業した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科を平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者で、平成 31 年(2019 年) 9 月までに同法の規定により学士の学位を授与される見込みのもの
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成31年(2019年) 9 月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号による。）
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 平成 31 年(2019 年) 9 月までに学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学し、又は外国において、学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (11) 本研究科において、個別の入学資格審査により、上記(1)に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、平成 31 年(2019 年) 9 月 30 日までに 22 歳に達するもの

〔注1〕 上記(6)の出願資格によって出願する者は、新潟大学人文社会科学系大学院学務係（電話(025)262-6166・6826)へ問い合わせの上、同係の指示する書類を出願時に提出してください。

〔注2〕 上記(9)又は(10)の出願資格によって出願する者は、別紙1(18頁)を参照してください。

〔注3〕 上記(11)の出願資格によって出願する者は、別紙2(20頁)を参照してください。

## ○ 社会人特別入試

次の(1)の①から⑩のいずれかの資格を満たし、更に(2)から(4)のいずれかの条件を満たしている者としてします。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者としてします。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学を卒業した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科を平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者で、平成 31 年(2019 年) 9 月までに同法の規定により学士の学位を授与される見込みのもの
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成31年(2019年) 9 月までに修了見込みの者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成31年(2019年) 9 月までに修了見込みの者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成31年(2019年) 9 月までに授与される見込みの者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号による。）
- ⑨ 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑩ 本研究科において、個別の入学資格審査により、上記①に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 31 年(2019 年) 9 月 30 日までに 22 歳に達するもの

(2) 平成 31 年(2019 年) 9 月までに通算 2 年以上の職業経験を有している者

- (3) 企業、官公庁等に就職（就職予定を含む。）しており、入学後も就業を続ける意志を持つ者
- (4) その他、本研究科が社会人であると認めた者

〔注1〕 上記(1)⑥の出願資格によって出願する者は、新潟大学人文社会科学系大学院学務係（電話（025）262-6166・6826）へ問い合わせの上、同係の指示する書類を出願時に提出してください。

〔注2〕 上記(1)⑨の出願資格によって出願する者は、別紙1（18頁）を参照してください。

〔注3〕 上記(1)⑩の出願資格によって出願する者は、別紙2（20頁）を参照してください。

## ○ 外国人留学生特別入試

日本国籍を有しない者で、次の各号のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- (2) 平成 31 年(2019 年) 9 月までに外国において、学校教育における 15 年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に定める大学を卒業した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに卒業見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 31 年(2019 年) 9 月までに修了見込みの者
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 平成 31 年(2019 年) 9 月までに学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、上記(3)に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、平成 31 年(2019 年) 9 月 30 日までに 22 歳に達するもの

〔注 1〕 上記(6)の出願資格によって出願する者は、新潟大学人文社会科学系大学院学務係（電話(025) 262-6166・6826)へ問い合わせの上、同係の指示する書類を出願時に提出してください。

〔注 2〕 上記(2)、(8)又は(9)の出願資格によって出願する者は、別紙 1（18 頁）を参照

してください。

〔注3〕 上記(10)の出願資格によって出願する者は、別紙2（20頁）を参照してください。

#### 4 出 願 期 間

平成31年1月4日（金）から1月10日（木）まで〔必着〕

※持参する場合の受付時間は、平日9時から17時までです。

郵送する場合は必ず「書留速達」で郵送してください。

#### 5 出願書類提出先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地

新潟大学人文社会科学系大学院学務係

電話 (025) 262-6166・6826

#### 6 出 願 手 続

入学志願者は、本要項に添付の封筒<sup>0</sup>「出願書類在中」に、次の書類等を入れ、出願期間内に持参又は郵送（海外から郵送する場合は必ずEMS（国際スピード郵便）扱いとすること。）してください。

\*EMS 扱いとすることができない場合は、新潟大学人文社会科学系大学院学務係（(025-262-6166・6826）にご連絡願います。

区 分	出願書類等	摘 要
志 願 者 全 員 が 提 出	① ・入学願書(履歴書) ・受 験 票 ・写 真 票	本要項に添付の所定用紙を使用してください。 履歴書は入学願書の裏面のものを使用してください。 所定箇所に写真を貼ってください。 (縦4cm×横3cm。上半身、脱帽、正面向きのもので、出願以前3か月以内に撮影したもの。ただし、受験時に眼鏡を使用する者は、眼鏡をかけて撮影してください。) なお、「検定料納付証明書(新潟大学提出用)」を所定欄に確実に貼ってください。(※取扱金融機関の収納印が押印されていることを必ず確認してください。)
	② 志願理由書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。
	③ 研究計画書	本要項に添付の所定用紙を使用してください。 研究の題目(内容)及び研究の進め方等について、具体的に記入してください。
	④ 成績証明書	出身大学長又は学部長が作成し、厳封したものを提出してください。 外国の大学卒業生等は、成績証明書等の正本を提出してください。
	⑤ 卒業証明書又は 卒業見込証明書	出身大学長又は学部長が作成したものを提出してください。

志願者全員が提出	⑥ 検定料 30,000円	<p>本要項に添付の「振込依頼書(新潟大学大学院現代社会文化研究科博士前期課程入学試験検定料)・振込金及び手数料領収書(志願者保存)・検定料納付証明書(新潟大学提出用)」に必要事項を記入の上、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口で所定の検定料を振り込んでください。</p> <p>なお、振込手数料は、志願者本人の負担になります。</p> <p>① 依頼人氏名欄は、必ず志願者本人の氏名を記入してください。</p> <p>② 検定料の振込みは、平成30年12月21日(金)～平成31年1月10日(木)15時までの期間内に必ず行ってください。土・日曜日の振込みはできません。</p> <p>③ A T M(現金自動預払機)での振込みはできません。</p> <p>※海外から送金する場合は、注2を参照</p>
	⑦ 検定料納付証明書 (新潟大学提出用)	金融機関の窓口で受領した「検定料納付証明書(新潟大学提出用)」を入学願書の所定欄に貼ってください。(※取扱金融機関の収納印が押印されていることを必ず確認してください。)
	⑧ 返信用封筒3枚 ①「入学試験関係書類在中」 ②「合格通知書在中」 ③「入学手続書類在中」	<p><b>本要項に添付の返信用封筒3枚を提出してください。</b></p> <p>封筒にはそれぞれ志願者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、封筒①「入学試験関係書類在中」には郵便切手372円分を貼ってください。封筒②「合格通知書在中」及び③「入学手続書類在中」には郵便切手をはる必要はありません。</p>
該当者のみ提出	⑨ 学位授与証明書 又は授与見込み 証明書	大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は外国の大学を卒業した者若しくは卒業見込みの者が提出してください。
	⑩ 短期大学の専攻科 又は高等専門学校 の専攻科の修了見 込証明書及び学士 の学位授与申請書 の受理証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与される見込みの者が提出してください。</li> <li>・修了見込証明書については、在籍する短期大学長又は高等専門学校長が作成したものを提出してください。</li> <li>・受理証明書については、大学改革支援・学位授与機構が証明したものを提出してください。</li> </ul>
	⑪・研究業績書 ・研究経過報告書 ・在学(在籍)証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著書・学術論文・学術報告等の業績を有する者は、本要項に添付の所定用紙により、その概要をまとめて提出してください。</li> <li>・研究生等の在籍経験のある者は、在学(在籍)証明書を提出してください。</li> </ul>
	⑫ 「在留カード」の写し 及び「旅券」の写し	外国籍を有する者は、「在留カード」の写し(表面及び裏面)及び「旅券」の写し(氏名記載頁及び在留資格記載頁)を提出してください。
	⑬ 日本語能力試験の成績 証明書の写し	外国籍を有する者、または日本国籍を有するが日本語を第1言語としない者で、日本語能力試験を受験した経験のある者については、日本語能力試験の成績証明書の写しを提出してください。
	⑭ 在職証明書等	社会人学生のための教育方法の特例(“14条特例”)を申請する者は、在職していることを証明する書類を提出してください。
⑮ その他	卒業論文等の業績や各種資格を有する者は、口述試験の参考資料として提出することができます。	

- [注1] ① 出願書類等に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- ② 出願手続後は、出願書類等の返却及び記載事項の変更を認めません。
- ③ 出願資格がないと判断された者には、出願書類等を返却します。
- ④ 出願書類等に虚偽の記載内容があった場合には、入学後でも入学を取り消すことがあります。
- ⑤ 外国語で作成された証明書には、日本語訳を必ず添付してください。
- ⑥ 各種証明書が発行されない場合は、出願時に証書等の原本を持参してください。
- ⑦ 健康診断書の提出を求めていますので、筆記試験及び口述試験の受験及び修学に際して、配慮を必要とする志願者は、出願前に申し出てください。
- ⑧ 既納の検定料は返還しません。
- ⑨ 検定料振込み後、出願期間内に書類を提出しなかった場合又は出願資格がないと判断された場合は、当該検定料（30,000円）を返還します。詳細は、本学ホームページ（<https://www.niigata-u.ac.jp/>）の「入学を希望する方へ」→「納付済検定料返還手続」を参照してください。
- なお、納付済検定料返還請求書の郵送を希望される方は、財務部財務管理課収入係まで連絡してください。

#### 〈返還請求書送付先〉

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地  
 新潟大学財務部財務管理課収入係  
 電話 (025) 262-6053

#### [注2] 海外から検定料を振り込む場合

次の要領に従って金融機関より海外送金し、銀行所定の海外送金申請書のコピーを出願書類と共に提出してください。送金手続きに伴う手数料については、志願者が負担し、所定口座に確実に下記の金額が振り込まれるように手続きしてください。

送金の種類	電信送金 (Telegraphic Transfer)
支払方法	通知払 (Advise and Pay)
送金金額	30,000円 (検定料) + 手数料 (中継銀行手数料と被仕向送金手数料がかかります。地域によって手数料が異なりますので、金融機関でご確認ください。)
送金目的	入学検定料 (Application Fee)
連絡事項	志願者本人の氏名
送金先	以下のとおり
銀行名	第四銀行 (THE DAISHI BANK LTD)
支店名	内野支店 (UCHINO BRANCH)
口座番号	普通 1658250
受取人名	国立大学法人新潟大学 (Niigata University)
銀行住所等	〒950-2112 新潟市西区内野町 1036 番地 (1036, Uchino-machi Nishi-ku Niigata 9502112, Japan)

## 7 入学者選抜方法

入学者の選抜は、筆記試験及び口述試験を総合して行います。

### ○一般入試

筆 記 試 験	口 述 試 験
専門科目 2科目	有 (資料は出願書類)

### ○社会人特別入試

筆 記 試 験	口 述 試 験
専門科目 1科目	有 (資料は出願書類)

### ○外国人留学生特別入試

筆 記 試 験	口 述 試 験
専門科目 1科目	有 (資料は出願書類)

#### 【受験上の留意事項】

##### 1 試験当日及び試験時間中の留意事項

- (1) 試験当日は「受験票」を必ず携帯してください。
- (2) 筆記用具等は、黒鉛筆（黒シャープペンシルを含む。）・黒ボールペン・鉛筆削り（電動式を除く。）・消しゴムとし、それ以外のものは使用できません。
- (3) 時計の使用は、計時機能だけのものに限りします。
- (4) その他受験に関するの詳細は、「受験案内」で指示します。

##### 2 不正行為

- (1) 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を命じられ、それ以後の受験はできなくなります。また、受験したすべての教科・科目の成績を無効とします。

- ① 志願票, 受験票, 写真票, 解答用紙へ故意に虚偽の記入(受験票, 写真票に本人以外の写真を貼ることや解答用紙に本人以外の名前・受験番号を記入するなど。)をすること。
- ② カンニング(カンニングペーパー・他の受験者の答案等を見ること, 他の人から答えを教わることなど。)をすること。
- ③ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ④ 試験時間中に, 問題冊子を試験室から持ち出すこと。
- ⑤ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ⑥ 「解答はじめ。」の指示の前に, 問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑦ 試験時間中に, スマートフォン, ウェアラブル端末, 携帯電話, 電子辞書, ICレコーダー等の電子機器類を使用すること。
- ⑧ 試験時間中に, 持ち込みを許可されたもの以外の補助具(定規, コンパス, 電卓等)を使用すること。
- ⑨ 「解答やめ。」の指示に従わず, 筆記用具等を持っていたり解答を続けること。

(2) 上記以外にも, 次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず, 不正行為と認定された場合の取扱いは, 上記と同様です。

- ① 試験時間中に, 持ち込みを許可されたもの以外の補助具(定規, コンパス, 電卓等)及びスマートフォン, ウェアラブル端末等の電子機器類等をかばん等にしまわず, 身に付けていたり手に持っていること。
- ② 試験時間中にスマートフォンや携帯電話, 時計等の音(着信・アラーム・振動音など)を長時間鳴らすなど, 試験の進行に多大な影響を与えること。
- ③ 試験に関することについて, 自身や他の受験者を利するような虚偽の申出をすること。
- ④ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ⑤ 試験場において試験監督者の指示に従わないこと。
- ⑥ その他, 試験の公平性を損なう恐れのある行為をすること。

## 8 選抜試験期日及び時間割

### (1) 一般入試

試験日	科目及び時間	
平成31年2月14日(木)	筆記試験	9:00~12:00
	口述試験	13:30~

## (2) 社会人特別入試

試験日	科目及び時間	
平成31年2月14日(木)	筆記試験	10:30~12:00
	口述試験	13:30~

## (3) 外国人留学生特別入試

試験日	科目及び時間	
平成31年2月14日(木)	筆記試験	10:30~12:00
	口述試験	13:30~

## 9 試験会場

新潟大学人文社会科学系棟  
新潟市西区五十嵐2の町8050番地

※受験に際しての詳細については、受験票送付の際に同封する「受験案内」を熟読してください。(平成31年1月21日発送予定)

## 10 出願に関する問い合わせ先

出願に関して疑問、不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

新潟大学人文社会科学系大学院学務係

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

電話 (81)-25-262-6166・6826, E-mail jimugen@cc.niigata-u.ac.jp

## 11 合格者発表

平成31年2月27日(水) 10:00

現代社会文化研究科棟玄関に合格者の受験番号を掲示により発表するとともに、合格者には

合格通知書を送付します。

また、新潟大学大学院現代社会文化研究科ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。  
(<http://www.gens.niigata-u.ac.jp/>)

なお、合否に関しての電話等による問い合わせには、一切応じません。

## 12 入学手続

入学手続は、次のとおりです。詳細は、合格者に別途通知します。

(1) 入学手続期間 平成 31 年(2019 年) 7 月 30 日 (火) ～ 8 月 5 日 (月) \*土、日を除く。

(2) 入学手続時に要する経費

入学料 282,000 円〔予定額〕

(注 1) 入学料改定が行われた場合には、改定時より新入学料が適用されます。

(注 2) 入学料免除希望者は、入学手続時に入学料を納付しないでください。

(注 3) 入学料を納付後、入学手続期間内に入学手続を完了しなかった(入学を辞退した  
ものとして取り扱われる)場合は、当該入学料を返還します。返還の請求について  
は、人文社会科学系大学院学務係にお問い合わせください。

## 13 授業料

年額 535,800 円(前期分 267,900 円, 後期分 267,900 円)〔予定額〕

(注 1) 授業料は、入学後、口座引落としにより納付していただく予定です。

(注 2) 授業料の納付方法の詳細については、合格者に別途通知します。

(注 3) 在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

## 14 入学料免除等

下記のいずれかに該当する者のうち、入学手続期間内に所定の申請を行った者について、選考の上、入学料の全額又は半額を免除する制度があります。

また、入学料徴収猶予(延納)の制度もあります。

(1) 経済的理由により、入学料の納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 入学前 1 年以内において、本学に入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は本学に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者

(3) 上記に準ずる場合であって、相当の事由があると認められる者

## 15 授業料免除等

下記のいずれかに該当する者のうち、入学後、所定の期間内に申請を行った者について、選考の上、各期（前期・後期）ごとに授業料の全額又は半額を免除する制度があります。

また、授業料徴収猶予（延納又は月割分納）の制度もあります。

- (1) 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の当該期の納期前6か月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）又は納期中に、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 上記に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

## 16 奨学金（日本人学生）

日本学生支援機構には、学業・人物とも優れた学生で経済的理由のため修学困難であると認められる者に対し、奨学金を貸与する制度があります。

この奨学金は、本人の申請に基づき、学業成績、研究能力及び家庭の経済的事情を審査し、選考の上、日本学生支援機構に推薦し、決定されるものです。

## 17 奨学金（外国人留学生）

新潟大学では、優秀で向学心に富み、国際交流に貢献できる私費外国人留学生に対して、各種奨学金の推薦を行っています。

奨学金の推薦に関しては、本人の申請に基づき、入試成績等の各種成績や面接等を総合的に判断しています。

## 18 社会人学生のための教育方法の特例（“14条特例”）

本研究科は、企業等に在職のまま入学を希望する社会人のために、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例措置（「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等適当な方法により教育を行うことができる。」）を導入し、昼夜開講や休業期間中における集中授業など、大学院における履修形態や教育方法の弾力化を図っています。

この特例措置は、本人の申請に基づき、実施しています。申請に当たっては、本要項に添付の所定用紙「教育方法特例申請書」を使用してください。

## 19 外国人留学生の受入れ

本研究科は、留学生の受入れを本研究科の知的国際貢献活動と位置づけ、その観点から外国人留学生特別入試を実施しています。これにより、日本と諸外国の相互理解を増進し友好関係を深めるとともに、日本の学術研究の成果を国際社会に普及し、また、日本の経済構造・社会構造を国際化することに資したいと考えています。

外国人留学生特別入試による出願資格は、本要項4頁を参照してください。

## 20 長期履修学生制度について

この制度は、職業（自営業及び臨時雇用を含む）を有している者、出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者、心身に障がいがある者等に対して、標準修業年限（2年）を超えて3年又は4年にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを可能にする制度です。

この長期履修を許可された者（長期履修学生）は、標準修業年限の授業料総額を希望する在学年限で分割して納めることとなります。

## 21 修業年限の特例について

本研究科では、「優れた業績を上げた者」に対して、在学期間を短縮する特例制度があります。

## 22 入学者選抜に用いた個人情報の取扱い

- (1) 出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続、④入学者選抜方法等における調査・研究、分析及び⑤これらに付随する業務を行うために利用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績の個人情報は、入学者選抜方法等における調査・研究、分析を行うために利用します。
- (3) 各種業務での利用に当たっては一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下「受託業者」という）において行うことがあります。業務委託に当たり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部を提供します。
- (4) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、合格者のみ、入学前指導等を

行うために利用することがあります。

- (5) 出願に当たってお知らせいただいた個人情報及び入試成績は，入学者のみ，入学後の①教務関係（学籍，修学指導等），②学生支援関係（健康管理，奨学金申請等），③授業料等に関する業務を行うために利用します。

また，個人情報のうち，合格者の氏名及び住所については，本学の同窓会及び後援会からの連絡を行うために利用することがあります。

## 別紙 1

「3 出願資格 ○一般入試(9)又は(10) ○社会人特別入試(1)⑨ ○外国人留学生特別入試(2), (8)又は(9)」の出願資格等について

1 この出願資格による志願者とは、次の各号の条件を満たす者です。なお、短期大学や高等専門学校を卒業し、大学に編入学した者については適用されません。

### (1) 在学期間について

平成 31 年(2019 年) 9 月末において、大学在学期間が、3 年以上に達すること、又は外国の学校教育における 16 年以上の課程のうち、15 年の課程を修了すること。

なお、休学した期間は、在学期間に含まないものとします。

### (2) 修得単位について

卒業要件単位数の 80%以上を修得済み、又は平成 31 年(2019 年) 9 月末において、3 年次末までに修得する必要がある授業科目を含めて、卒業要件単位数の 80%以上を修得見込みであること。

### (3) 学業成績について

修得単位の 80%以上が、100 点を満点として点数評価をした場合における 80 点以上に相当する評価を修得済み、又は平成 31 年(2019 年) 9 月末において得る見込みであること。

なお、本出願資格により入学試験を受験し、合格と判定された者が、平成 31 年(2019 年) 9 月末において上記(2)及び(3)の条件を満たさないことが確定した場合は、入学を許可しません。

また、出願資格○一般入試(10)○外国人留学生特別入試(2)又は(9)により入学する者は、当該大学の学部を退学することになります。

したがって、種々の国家試験等の受験資格で、大学の学部を卒業要件としているものについては、受験資格が得られないことになりますので、ご承知ください。

2 志願者は、次の書類を、出願時に併せて提出してください。

審査書類等	摘 要
(1) 在学証明書 (在学期間証明書)	<p>在学した（在学している）大学の大学長等が作成したものを提出してください。</p> <p>出願資格○一般入試(9)○社会人特別入試(1)⑨○外国人留学生特別入試(8)により出願する者は、大学院の在学（期間）証明書も提出してください。</p>
(2) 成績証明書	<p>在学した（在学している）大学の大学長等が作成したものを提出してください。</p> <p>出願資格○一般入試(9)○社会人特別入試(1)⑨○外国人留学生特別入試(8)により出願する者は、大学院の成績証明書も提出してください。</p>
(3) 在籍（在籍した）大学の履修の手引	<p>授業内容一覧も含む。なお、本学在学者は不要。</p>
(4) 履修中の授業科目及び単位を記した書類	<p>出願資格○一般入試(10)○外国人留学生特別入試(2)又は(9)により出願する者が提出してください。</p>

〔注〕 外国語で作成された書類等には、日本語訳を必ず添付してください。

## 別紙2

### 「3 出願資格 ○一般入試(11) ○社会人特別入試(1)⑩ ○外国人留学生特別入試(10)」の出願資格等について

本研究科において、入学希望者個人の能力等の個別審査により本研究科の出願資格を認定します。

#### 1 出願資格審査対象者

個別の出願資格審査の対象者となる者は、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者やその他の国内外の教育施設の修了者等で、平成31年(2019年)9月30日までに22歳に達するものです。

#### 2 出願資格審査方法等

出願資格審査では、上記学校等での学習内容、卒業(修了)後の教育機関、研究機関及び企業等においての実務・研究内容並びに著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許等を審査します。

出願資格審査で「大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者」に本研究科への出願資格を認め、出願書類を受理します。

志願者は、次の書類を、出願時に併せて提出してください。

審査書類等	摘要
(1) 卒業(修了)証明書	出身学校等の学校長等が作成したものを提出してください。 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は、短期大学又は高等専門学校の卒業証明書と専攻科等の修了証明書を提出してください。
(2) 成績証明書	出身学校等の学校長等が作成したものを提出してください。 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の修了者は、短期大学又は高等専門学校の成績証明書と専攻科等の成績証明書を提出してください。
(3) 研究業績書	本要項に添付の所定用紙により、著書、学術論文、学術報告、学術講演及び特許等を記載し、その業績を表す文書等の写しを添付してください。
(4) 研究経過報告書	本要項に添付の所定用紙により、学校卒業(修了)後の教育機関、研究機関及び企業等における調査研究等(短期大学又は高等専門学校の専攻科における研究状況等を含む。)を詳細に記載してください。

〔注〕 外国語で作成された書類等には、日本語訳を必ず添付してください。

## 「志願理由書」「研究計画書」の書き方について

「志願理由書」「研究計画書」は口述試験に際して重要な参考資料となりますので、下記の点に十分注意して記入してください。

### 「志願理由書」記入の留意点

「志願理由書」には、新潟大学大学院現代社会文化研究科博士前期課程を志願する動機について詳しく記入してください。学部を卒業して受験する人は、たとえば、学部で関心があったテーマは何であり、また、それに関してどのような勉強をしてきたのか、という点を具体的に示し、この勉強をさらに発展させるために大学院進学を希望するようになった、というように記入してください。また、社会人の人は、たとえば、仕事をする中で、あるいは、社会生活を送る中で、どのような問題を深く考えるようになったのかという経緯について具体的に記入した上で、それをさらに深く考えるために大学院進学を希望するようになった、というように記入してください。また、大学院での研究が、自分の将来にとってどのように生かされるか、将来の進路とのかかわりで記述してください。

### 「研究計画書」記入の留意点

「研究計画書」には、「研究題目」を明記し、研究題目についての説明と研究計画・方法について、それぞれ見出しを付けて記述してください。作成の際には、以下の点に注意してください。

#### 1) 研究題目

- a. 入学後、主としてどのような主題の研究をしたいと考えているのか具体的に記入してください。  
「〇〇理論について」とか「〇〇に関して」というおおざっぱな表現ではなく、たとえば「〇〇〇〇がなぜ生じるのかについての理論的な解明」とか「日本の〇〇〇〇について」というように、何を研究しようとしているのかがわかるように記入してください。
- b. なぜそのような研究題目にしたのかという理由を、できれば「志願理由書」と関連づけて、具体的に記入してください。たとえば、学部で〇〇理論を勉強するなかで、〇〇現象、〇〇問題を理論的に解明したいという意欲がわいてきて、「〇〇現象（問題）がなぜ生じるのかについての理論的な解明」という研究題目を設定したというように記入してください。
- c. また、何らかの目的があって研究題目を設定した人は、それを具体的に記入してください。たとえば、いま会社員・社会人として〇〇という仕事をしており、〇〇〇〇についてより詳しく勉強すれば、それが〇〇に役立つと思い、「日本の〇〇〇〇について」という研究題目を設定したというように記入してください。

## 2) 研究計画・方法

入学後の学習や研究を進めるにあたってのスケジュール, 学習の順序, 研究の進め方など, できるだけ具体的に記入してください。もちろん, 実際は入学後, 教員の指導で計画・方法はかなり異なるものになることは十分予想されます。しかし, ここでは, 現時点で考えている計画・方法を書いてください。たとえば, 大学院の1年次の前半では〇〇〇〇問題・現象に関する代表的な学説を学習し, 1年次の後半では, その中で現実的だと思われる理論やモデルに絞って学習を深める。2年次には具体的なデータや資料を用いながらそのモデルを検証する作業を行い, 修士論文に仕上げていく, というような大まかなスケジュールを示した上で, それぞれの段階でどのような文献や資料を利用し, 参照するのかということについて, 可能な限り具体的に記入してください。

研究によってどのような成果が得られると考えているのか, あるいはこうした成果が上げられたらよいという抱負等がありましたら, 「研究により期待される成果」として別に見出しを付けて記入してください。これについては, 現実的であるかどうかは問いませんから, たとえば, 〇〇〇〇問題(現象)の背景や仕組みが明らかになることによって, 現代の社会や文化の将来を考えるうえで, 有益な指針が得られることになるというように, できるだけ具体的に記入してください。

※ 志願理由書・研究計画書等は, 以下の要領で作成してください。

志願理由書

フリガナ

氏名

24頁の「志願理由書・研究計画書の書き方について」にしたがって作成してください。パソコン等で作成したものを本用紙に貼付しても構いません。

手書き

記入しない

手書き又は  
「パソコン等で作成し, 枠に収まるように印刷したもの」をのりで貼り付け  
(続きがある場合は, 裏面に続きを貼り付け)